

嵐山町議会令和4年第2回臨時会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月4日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	26
署名議員	27

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第462号

令和4年第2回嵐山町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年10月27日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和4年11月4日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

1) 令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	小 林	智	議 員	3 番	狛 守	勝 義	議 員
4 番	藤 野	和 美	議 員	6 番	大 野	敏 行	議 員
7 番	畠 山	美 幸	議 員	8 番	長 島	邦 夫	議 員
9 番	青 柳	賢 治	議 員	1 0 番	川 口	浩 史	議 員
1 1 番	松 本	美 子	議 員	1 2 番	渋 谷	登 美 子	議 員
1 3 番	森	一 人	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

2 番 山 田 良 秋 議 員

令和4年第2回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

11月4日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(森議長)
- 日程第 4 議案第42号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定について

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狩守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（1名）

2番 山田良秋 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	青木	正志
書記		安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
杉田	哲男	総務課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
中村	寧	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
奥田	定男	教育	長
中村	寧	農業委員会事務局	長兼農政課長

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しております。よって、令和4年第2回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時55分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第11番 松本美子 議員

第12番 渋谷登美子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 それでは、報告をさせていただきます。皆様、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回臨時議会を前にいたしまして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員といたしまして森議長並びに出席要求

に基づく出席者といたしまして佐久間町長、高橋副町長、杉田総務課長にご出席をいただきました。提出されます議案について説明を求めました。

審議案件は、長提出議案の予算1件でございます。

その後、委員会で協議した結果、第2回臨時議会は、本日11月4日の1日と決定することに決定をいたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことを報告をいたしました。

以上です。

○森 一人議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、ここで諸般の報告をいたします。

初めに、議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案1件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第42号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第42号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,810万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億8,562万1,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の設定が1件、地方債の追加が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第42号の細部につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページをご高覧いただければと存じます。今回の補正額2億5,810万1,000円でございますが、第1表、歳入歳出予算補正において、歳入では、その補正額の財源内訳を国県支出金、繰入金という形で表記をし、歳出では、款、項、区分により、それぞれ表記をさせていただいてございます。それぞれの合計金額につきましては、一番下段のところに表記をさせていただいてございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。年度内にその支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越しして使用するため、2款1項総務管理費の庁舎管理事業に繰越明許費を設定させていただくものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。普通債の総務債に、庁舎空調設備更新事業7,020万円につきまして起債を起すものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。2の歳入でございます。15款1項2目衛生費国庫負担金でございます。追加接種に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種対策費といたしまして、2,682万6,000円を追加するものでございます。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対

策事業に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、新たに障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業ほか4事業を追加し、その交付金額4,034万6,000円を計上させていただくというものでございます。

続きまして、その下段、2目民生費国庫補助金でございますが、子育て世帯等臨時特別支援事業に、生活支援臨時特別支援事業（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）が創設されたため、新たに電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金といたしまして1億500万円を、その下段、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務費補助金といたしまして、200万8,000円を計上させていただくものでございます。

その次に、その下段、3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。追加接種に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備補助金といたしまして、1,347万2,000円を追加させていただくものでございます。

その下段、16款2項1目民生費県補助金の保育所等物価高騰対策事業補助金でございます。保育所の光熱費の高騰分に係る経費を緊急的に補助するもので、新たに24万9,000円を計上させていただくものでございます。

その下段、22款1項4目総務債でございます。庁舎空調設備更新事業債といたしまして、庁舎空調熱源機器更新工事を行うに当たり、新たに7,020万円を計上させていただくものでございます。充当率は事業費の90%でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。3、歳出でございます。こちらにつきましても、主立ったものにつきましてご説明申し上げます。

2款1項4目財産管理費の（1）、庁舎管理事業でございます。新規事業といたしまして、庁舎の空調設備の更新に要する経費といたしまして7,800万円を補正するものでございます。空調熱源機器の不具合により、冷暖房設備の更新に係る設計委託料300万円、工事請負費といたしまして7,500万円を新たに計上させていただくものでございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の（21）、障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業でございます。新規事業といたしまして、76万7,000円を計上させていただくものでございます。コロナ禍において、光熱費の高騰に直面する障害者施設等への支援に要する経費といたしまして、補助するものでございます。

次に、下段の(22)、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業でございます。新規事業といたしまして1億700万8,000円を計上するものでございます。令和4年度分の市町村民税均等割が非課税世帯または、令和4年1月以降の家計急変世帯に対し、給付金を給付するための経費として計上するものでございます。支給額は、1世帯当たり5万円でございます。

次に、3款2項3目保育所費の(1)、保育所保育事業でございます。新規事業といたしまして、コロナ禍において物価高騰等に直面する保育所への支援に要する経費といたしまして、190万円を補正するものでございます。保育所等物価高騰対策事業補助金といたしまして50万円を、保育所等給食運営支援補助金といたしまして140万円を計上するものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。4款1項2目予防費の(5)、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。新型コロナウイルスワクチンの追加接種に要する経費といたしまして、3,489万6,000円を補正するものでございます。

次に、6款1項3目農業振興費の(2)、農業者支援事業でございます。新たに352万円を補正させていただくものでございます。コロナ禍において、燃料、化学肥料や飼料など、物価高騰等に直面する町内の農業者への支援及び化学肥料高騰による堆肥への転換促進を図ることに要する経費といたしまして、計上するものでございます。

その下段、5目農地費の(1)、土地改良事業でございます。新たに140万円を補正させていただくものでございます。コロナ禍において、電気代等の物価高騰に直面する土地改良区及び土地改良組合への支援に要する経費といたしまして、計上させていただくものでございます。

次に、7款1項2目商工振興費の(13)、小規模事業者等価格高騰対策支援事業でございます。新規事業といたしまして3,810万円を補正させていただくものでございます。コロナ禍において、物価高騰等に直面する町内小規模事業者等への支援に要する経費といたしまして、計上するものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。予備費でございます。補正前の金額に749万円を減額し、補正後の金額を8,539万7,000円とするものでございます。

20ページ、21ページ以降に掲載させていただいております給与費明細書、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、一般会計科目別節別集計表につきましては、ご高覧いただきたいと存

じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず、1点目なのですが、5ページの庁舎管理事業の繰越明許費になっているものですが、これはどこの部分が、どのような形で繰越明許になったのか伺いたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業なのですが、具体的にはどのような方々に、どのような形で接種をしていくのかということと、それから今までの、これまでの嵐山町の副反応について伺いたいと思います。私が知っている限りでは、既に2人いるのですが、なかなか申請しても受け入れられないということもあるようなので、その点について伺いたいと思います。

それから、3点目なのですが、農業者フォローアップ事業なのですが、これはなかなか面白い取組だと思うのですが、堆肥への転換というのは具体的にはどのような、化学肥料から堆肥への転換というのは、具体的にはどのような形で推進されるのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、5ページの繰越明許費につきましてお答えをさせていただきますと存じます。

歳出の工事費の中にも予算計上させていただきましたけれども、今役場庁舎の空調設備外部にございますチラーというもので、コンプレッサーが、冷やされた空気を冷やしたり温めたりして、庁舎内の事務所の中に送り込む設備がございます。こちらがチラーというものでございまして、今現在2機ございます。こちらが、経年劣化に伴いまして、修理ではちょっと、もう対応できないということで、今回更新をさせていただくという予算を組ませていただいたものでございます。

こちらにつきまして、設計をさせていただきまして、これから発注をさせていただくというふうなところになるかと思ひます。おおむね設計をするものにつきましては、交換作業でございますけれども、大体1か月程度かかるかなというところござ

います。

更新につきましては、チラーそのものが、発注をされて納品までに最低5か月かかるということで、見積業者のほうから、今半導体等々の仕入れがなかなかできないということもございまして、最低5か月見ていただきたいというところでもございましたので、年度内に事業が終わることができないということで、繰越明許費のほうを設定をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 答えします。

初めに、どのような方に追加接種があるかという、まず1点目の質問でございます。まず、臨時接種の期間が、令和4年9月30日から令和5年3月31日までと接種の期間が6か月、今年度末まで延長されました。延長されたことにより、新たに追加接種となった部分が、まず乳幼児、生後6か月から4歳の方について、これが初回接種として3回がワンセットになっている接種が始まりました。

続いて、小児の接種、5歳から11歳です。もう既に始まっておりましたが、3回目の接種が新たに追加されました。接種間隔については、2回目を打ってから5か月経過した方になります。

そして、新たに12歳以上、オミクロン株対応のワクチンが追加されました。こちらは、初回接種、1、2回接種が済んでいる方で、期間が短縮されて、12歳以上で、前回打ったときから3か月経過した人が接種の対象となっております。

続いての質問です。副反応の被害についてという質問でもございました。町のほうには相談に来られた方がいらっしゃいます。国はこういうふうな、制度の説明というか、国から出ているリーフレット等をお渡ししておりますが、正式に申請を町のほうに届出を出している方は、まだ一人もいらっしゃらない状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

農業者フォローアップ事業の中で、352万円の中で、堆肥への転換促進、具体的な内容はということでご質問がございました。堆肥への転換の予算につきましては、全部で97万円でございます。その中の内訳といたしましては、まずご存じのとおり化学

肥料が高騰しておりますので、なかなか農家にとっても苦しい部分だと思います。嵐山町には堆肥として、南部堆肥組合の牛ふん堆肥、それからセイメイファームさんの鶏ふん堆肥がございます。

牛ふん堆肥のほうでございますが、こちらのほうは、今まで化成肥料を使っていた方々に、高い分、その分牛ふん堆肥に転換していただいて、転換していただいた、既存に使っている方もなのですけれども、半額補助を出すというものでございまして、期間が11月から来年の3月、ちょっとタイトで、もうちょっと長い間やりたかったところなのですけれども、今回は促進をするという一つの試験的なものとして取り組んでまいるものでございます。

もう一方、セイメイファームの鶏ふん堆肥でございます。鶏ふん堆肥のほうは、現在でも無料でお配りしてございます。ただ、鶏ふん堆肥のほうをもらっても、なかなか畑等にまく機械がないので、使いづらいという声が多くございました。専門的な機械で、鶏ふん堆肥を畑等に散布するマニアスプレッダーという散布の機械がございます。そちらのほうは軽トラに搭載するものでございまして、そちらのほうを合わせて貸出しをセイメイファームさんのほうからしていただいて、鶏ふんの堆肥の利用を促進するという事業でございます。

以上が転換の具体的な内容でございます。以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず、庁舎の庁舎管理事業のほうなのですけれども、そうすると年度内に間に合わないということだと、1月、2月は皆さん、庁舎の中は非常に寒いという形になって、それなりの光熱費が必要になってくると思うのですが、そこについては計上されていないと思うのですが、それはどのような形で考えていくのか伺いたいと思います。

それから、先ほどのコロナのワクチンなのですけれども、これはなかなか難しい問題があって、全国有志医師の会というのが出しているのですけれども、今現在史上最悪の薬害事件が進行しているというふうになっています。そして、特に子どもに関しては、子どもと若者へのコロナのワクチン3回目接種は反対していこうというふうな動きがあって、全体的にそうなのですけれども、私もずっと、東京都のホームページに書いてあるのを見ますと、7月の感染者というのは、2回以上接種した、感染者数が8,341人のときに2回以上接種した人が5,218人いるのです、感染した人が、感染し

た人の中に。だから、60%、70%ぐらいになるのですか、3分の2ぐらいの方が接種した方なのです。

子どもに関しては、特に問題が大きくて、コロナで亡くなった方よりもワクチン接種で亡くなった方のほうが多いのです。そういったことも皆さんにお知らせして、そして接種をしていくというか、勧奨する形になっているので、嵐山町の役場としては、国からの通達というのは、ある程度しなくてはいけないのかなと思うのですが、これは問題が大きいかないかというふうに思っているのですけれども、その子どもと若い人へのコロナワクチンの3回目接種というのは、かなり問題が大きいですので、それについてどのように広報していくか。

これは、ブースター接種というのですけれども、日本と中国だけしかしていないそうなのです。そういった問題があるので、本当に史上最悪の薬害事件が進んでいるということは、私は大きいなと思っているのですけれども、その点について伺います。

それと、97万円分が、すみません、堆肥への転換のあれです。97万円分というのは、これでどのくらいの方がこちらを利用されるのかというのは、ある程度把握されているかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 答えさせていただきます。

まず、冬の対策でございます。こちらにつきましては、1階のフロアにつきましては、庁舎の来庁者の待合のエリアに関しましては、床暖房設備が従来設置をされておったのですけれども、今現在、ここ10年ぐらいは、電気代の関係で利用されていないということで、今それが稼働ができるかどうかを調査をさせていただいている状況でございます。

事務所内につきましては、さきの11月の課長会議の中でも、職員に周知をしてくださいということをお願いをしましたがけれども、やはり自己で、やはり防寒対策、そちらにつきましては十分注意をいただきまして、健康管理に留意をしていただきたいというところになるかなというふうに考えてございます。

5時以降につきましては、基本的には庁内の空調設備は今現在切っておりますので、時間外等々やられる方につきましては、今総務課のほうで電気ストーブ、こちらを保管してございますので、それらの貸出しによりまして、防寒対策が取ればなど

いうふうには考えてございます。

電気代につきましては、これは経常経費でございますので、12月の補正予算の中で計上させていただければなというふうを考えてございます。これは庁舎に限らず、施設を持っているところにつきましては、おおむね1.2倍から1.3倍の上昇金額というところでございますので、ちょっと12月の補正金額は大きくなるわけでございますけれども、そちらにつきましては、12月対応させていただきたいというところで考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 子どもの3回目の接種等についてでございます。

まず、国の専門部会において、海外での臨床実験等、海外で実施している国の状況を見て討論し、承認をし、法改正をし、小児であったり、乳幼児であったりのワクチンが始まっております。町は、その国の方針に基づいて実施する方向で今進めております。

渋谷議員さんがお勧めのように、件なのですけれども、町としては、接種の機会は、全ての子にチャンスがあるわけですから、接種券の配送等はして、希望がある方には打っていただきたい。ただし、こちらのは強制するものではありません。何でかんで打ってくださいというお知らせはしないで、よく両親、親とお子さん等と家族でよく協議してもらって、ワクチンの有効性と副反応のリスク、両方をしっかり勉強してもらって、検討してもらった結果、打つ、打たない、判断してもらって進めていただきたいと考えております。何でかんで打ってくださいという強制的なお願いは、町のほうとしては、国も町も進める気はありませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○森 一人議長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、堆肥の利用者の具体的な数ということでお答えいたします。

まず、97万円の内訳としまして、マニアスプレッダーの購入費の補助が77万円でございます。残りが、堆肥のほうは20万円でございます。こちらの積算の根拠なのですが、堆肥の販売価格が1トン5,000円ということで、軽トラが3,500円ということでございます。1トンの5,000円の分につきましては、66台、軽トラの分は20台、

計88台の利用を考えております。1人1台ということではありませんので、使用量に応じて人数のほうは変わってくると存じます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ワクチン接種のことについて伺うのですけれども、これは具体的にはどのような情報を保護者の方に提案、提出するのか、どういうふうな形にしていくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 乳幼児の場合をちょっと例として挙げさせていただきます。乳幼児は、生後6か月から4歳のお子様の接種でございます。既にもう予約が始まっておりまして、来週から接種が始まります。今現在8人の方が申込みをされております。

4歳以下のお子様、嵐山町では403名いらっしゃいますが、6か月を経過していないと接種できませんので、6か月经過した373名だったと思いますが、もう接種券を送付させていただきました。

どういう、送付の中身でございますが、まず宛名の載っているところに接種済証、打ったよという証明書になるもの、あと当日の予診票、今日の健康の状態はどうか、体温は幾つですかという予診票が、乳幼児の場合は3回接種ですので、1回目、2回目、3回目、こちらが入っております。あと、町からのお知らせ、こちらは主に予約方法等が記入されております。

そして、小児のワクチンにつきましては、ファイザー社製の乳幼児用のワクチンでございますので、メーカーからの説明書、そして最後に厚生労働省からの新型コロナワクチン接種についてのお知らせ、こちらのリーフレットを入れさせていただきます。いただいております。こちらのリーフレットには、ワクチンの接種をする期間、ワクチンの効果、ワクチンの安全性、あとよくある質問、あと先ほどお話があったように、予防接種で健康被害が起きた場合、こちらのことが記載されたものが載っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 予算書の14、15ページ、(22)の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業についてなのですが、給付対象、先ほどちょっと聞き漏らしたので、まずもう一回その給付対象ですね。それと、対象になる世帯は何世帯ぐらいあるのか、この2点をちょっとお願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 15ページですか、給付金の対象ということでございますが、こちらにつきましては、令和4年度の住民税均等割の非課税世帯、これが対象になりまして、9月の30日基準ということでございます。町のほうで今積算をさせていただいていますのが2,050世帯。

それともう一つ、家計急変の世帯ということで、50世帯ほどを予定をさせていただいております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私は、16、17のまず土地改良組合、改良区に補助をされるということでございますけれども、電気代等というふうな説明がありましたが、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

それとあと、その下なのですが、商工振興事業の中の給付金がございますが、内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 では、順次答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

まず、土地改良区の電気料の補助金につきましてお答えいたします。こちらのほうで、特に改良区と改良組合の機場、農繁期、4月から9月まで、水田に水を送るために、非常にポンプの電気料がかかります。そちらのほうを平均を出しまして、改良区につきましては、県のほうでもやはり臨時交付金を使って、高騰分の補助を今検討しているところでございます。

詳細については、まだ正確に分かっておりませんので、改良区につきましては、県

の出す、それ以外の分、その以外の分を2分の1と現在のところ考えまして積算して
ございます。改良区につきましては、昨年と比べまして、平均して約60万円ほど電気
料が上がってございます。1.5倍以上でございます。そちらを、30万円を3団体と見
込みまして、90万円の積算をしてございます。

一方、改良組合でございます。8団体ある中で、電気代がかかっている組合が5団
体でございます。そちらのやはり高騰分、こちらは県の補助がございません。こちらの
補助につきましては、町で臨時交付金を使いまして、差額分を補助する。こちらのほ
うも、平均しますと1団体10万円ということで、50万円ほど予算をまいります。

こちらのほうは平均で出しておりますが、各改良区、組合、差がございまして、
その支給額につきましては、実質額を算出しまして交付したいと存じます。それをし
ても、この予算で間に合うような根拠をつくらせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、小規模事業者等の給付金の関係につきましてお答
えさせていただきます。

こちらの給付金につきましては、今までに過去2年間、いろいろ給付金をやってお
りましたが、対象者、また内容につきましては、ほとんど変わらない状況でございま
す。対象者につきましては、今後も継続して事業をやる気のある意思があるという方、ま
た税金のほうも納めている事業者、そういったところのものは変わりません。また、
対象者としましては、中小企業、また小規模事業者、こちらのほうも変更はございま
せん。

金額のほうなのですが、こちらにつきましては、個人事業者につきましては5万円、
法人につきましては10万円、プラスアルファ、ちょっと増額分といえますか、プラス
アルファといたしまして、今回の趣旨からいきまして、事業者別でちょっと影響が大
きいと思われる業種、こちらにつきましては少し増額のほうを考えておりまして、ま
ず建設業、製造業、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、また生活関連サービ
ス業という業種があるのですが、その中の洗濯、理容、美容、浴場、そういった業者
の方につきましては、増額としまして、個人の事業者にはプラス3万円、法人につ
きましてはプラス6万円。ですので、個人でこの業種に関わる方につきましては最高8
万円、法人につきましては16万円の助成をするといった内容で今考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 最初に、土地改良の補助のことをお聞きしますが、電気料、ほぼ電気料ということだというふうに受け取りました。県の補助もあるということなので、大方この140万円で全ての方、今までの高騰した部分について、値上がりになった部分については、補助できるということによろしいのかなというふうに思うのですが、確認だけお願いします。

それとあと、商工振興費のほうなのですが、個人で8万円、法人で16万円ということで、もちろんこれは申請をなされた方というふうに、今までの対象になった方であっても、その方たちが申請があった場合ということによろしいのでしょうか。一律ということではないと思うのですけれども、その点だけお願いします。

○森 一人議長 再答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

こちらの予算の関係でございますが、全て電気料でございます。また、ご心配になっております、差額分の全額補助ということでございますが、今現在、上がった分は補填して補助するという考えでございます。

以上です。

○森 一人議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 申請があった場合かというところのお話でございますが、申請書のほうを出していただきまして、その申請書の中身を精査しまして、該当する事業者に関しまして支給するということは、今までと同様に考えております。

また、先ほどちょっとお話ししなかったのですが、今回ちょっと今までの給付金と違うのは、前年度比、比較して例えば何%以上減少した業者とか、そういった制限もございましたけれども、今回はそういった減少率云々は関係なく、事業者、該当する事業者につきましては給付をするというものでございます。申請書のほうも、簡単な申請書の様式のほうをつくっているつもりでおりますので、該当する方というのは、ほぼ出してくる可能性は高いのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今の小規模企業の関係、もう答弁を大体いただきましたので、念のため。

申請の受付は、これは役場のほうで受け付けるということでもいいのでしょうか。前は、商工会がいろいろな形で取りまとめてということもあったかと思うのですけれども、その辺だけちょっと確認させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 受付のほうは、役場企業支援課のほうになります。今までも、いろいろ給付金の申請等は役場のほうで受付しております。商工会のほうでも、相談があった場合、また商工会のほうでいろいろ教えてもらいながら申請書を書いた方は、商工会の方が、職員が預かって、まとめて企業支援課に持ってきたりと、そういったことはやりましたけれども、あくまでも最終的な申請の受付場所は企業支援課のほうになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 15ページの庁舎の関係なのですが、そうすると今年の冬は、暖房が効かないということで理解してよろしいのでしょうか。そうなった場合、我々はここ、こういう話を聞くわけですから、そうであれば対策を取ってきますけれども、一般の人は恐らく効いて、暖房が効いていると思って来ると思いますので、周知の方法をちょっと伺いたいと思います。

それから、電力・ガス、先ほど狛守議員さんがお聞きいただきましたけれども、ちょっとよく分からないのは、家計急変世帯というふうに発音、発言していたのかな。これは、どういう世帯を言うのかちょっと伺いたいと思います。

17ページの先ほどの堆肥の件なのですが、牛ふんの堆肥の私は量をちょっと心配するのですが、前に、一般の人がうちも使いたいということで申し込んでも、もう堆肥はないということがあったというか、何年もあったということなのです。でするので、量が十分あるのかどうかちょっと確認したいと思うのです。

それから、先ほどの小規模の関係なのですが、そうしますとこれは何社ぐらいになるのか、数だけ伺いたいと思います。

庁舎は西側のあの施設ですね。あれから少し今度は大きくなるか小さくなる、小さくなるかで。それと、同じ熱量をした場合に、電気料というのはかなり安くなるというふうに見ていいのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、冬に暖房が効かないのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、全く効かないというわけではございません。冷房もそうでございますけれども、コンプレッサー、チラーの機械の稼働が半分以下になってしまっておりますので、暖房につきましても、通常よりも2割、3割ぐらいの効率はできるかなと思っておりますけれども、ただ通常のような形での機能発揮ができませんので、そこにつきましては、温度が通常よりも加温ができないという状況でございます。

先ほど渋谷議員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、床暖房が使えるば、8時、9時、10時、その寒い時期につきましても、それで補えばいいのでございますけれども、そのところはまだちょっと確認が取れてございませんので、また入り口のところとか、ホームページ等々で、来庁する方々につきましては、その旨のお願いはさせていただくというところで考えてございます。

あと、外のチラー、コンプレッサー等々の機械でございますけれども、こちらにつきましては、今起債の中でも、地方債の中でもお願いをさせていただいてございますけれども、国の中でも効率的な省電力の機器の設置を求められてございますので、そういう対応はさせていただきたいというふうに考えてございます。

今までは、4階のところにございます蓄熱槽で、冬は暖房、お湯を温め、夏は氷にして、ピーク時、あさの暖房、冷房につきましても、そちらの電力を使ったわけでございますけれども、今現在といたしましては、深夜電力のメリットがございませんので、今そちらのほうのチラーのほうにつきましても、ピーク時ではちょっと、今度は、今チラーを2台設置をさせていただきますけれども、大きさはちょっと、少し、一回り大きくなるかなというふうに考えてございますけれども、4台設置をさせていただきますと、起動時につきましては、家庭用のエアコンもそうでございますけれども、フル稼働させていただきますけれども、昼間につきましても、ある一定の温度になれば、通常の補う程度の電力というふうなことでの稼働ができるような機械設備のほうを考

えているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから15ページの給付金の内容、家計急変世帯についてご説明させていただきます。

内閣府の説明のチラシの中にもございますけれども、家計急変世帯ということで、令和4年の1月から12月の収入が減少し、住民税非課税相当の収入になった世帯ということでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

川口議員ご心配の堆肥の供給は大丈夫かということでございます。以前施設が故障しまして、滞ったことがございます。現在のところ、施設は順調に動いておりますので、今後も安定した供給ができるようにメンテナンスしてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 最後に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、事業者数の関係でございます。こちらにつきましては、毎回該当する事業者数を出すのにいろいろ、想定を出すのに、ちょっといろいろ難しい面もあったのでございますけれども、今回も商工会、また金融機関等と打ち合わせをしながら、いろいろ対応のほうを考えたことでございまして、その中で今回も対象事業者につきましては、町内に本社または本店を有する法人、また主たる事業所を有する個人事業者というふうに限っておりますので、支店だとかチェーン店的な、そういった事業者については、除かれるというのは今までと同じでございます。

その中で、いろいろ商工会でいただいた資料、金融機関の情報等をいただきまして、個人事業者が200、法人事業者も200を想定させていただいております。その中で、先ほど言いました上乘せ分、こちらの業種に関係する事業者というのが、個人が60事業者、また法人で105事業者を想定させていただきまして、予算のほうは計上させていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 1点だけお願いします。1点といたしますか、費目の庁舎空調熱源機器更新について何点か伺います。

お話を聞きますと、コンプレッサー2機が経年劣化のために故障だということなので、まず経年劣化の中身なのですが、当初設置年月、要は耐用年数がどのくらいなのかと、年数がどのくらいたっているのか。

それから、新しく入れるものについての耐用年数がどのくらいかかるのか。起債の、これは起債でやっていますので、その辺の起債との整合と伺いますか、その辺どうなっているのかということ、それをお聞きしたいと思います。

それから、これは空調設備全体のこの考え方をどうされているのかということをお聞きしたいのです。というのは、これは庁舎が建ったときから同じ方法でやっているのではないかと思うのですが、特に熱源と伺いますか、エネルギーの問題は、恐らく軽油か重油かが使われているのではないかと伺っているのですが、その辺で、この先、要はカーボンゼロを宣言しているわけですから、その辺のお考えはなかったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

この庁舎につきましては、平成7年、8年度に建築をさせていただいているものでございます。通常コンプレッサー等々につきましては、10年から15年程度が耐用年数かなというふうには考えてございます。一般的に消耗品等々につきましては、メーカーのほうは、製造中止からおおむね10年程度は供給できるようにというふうなところではございますけれども、それ以降につきましては、やはり廃版等となってまいりますので、交換等ができなくなってくるというふうな状況でございます。

こちらにつきましては、庁舎管理のほうで実施をさせていただいているわけではございますけれども、令和2年当時に、大規模な消耗品等々の修繕をさせていただいているかなというふうには、大変失礼しました。平成28年に庁舎のチラーユニット関係の消耗品交換、こういったものを約700万程度かけて実施をしている状況ではございます。それ以外にも、令和元年度にはガス漏れ修理であったりですとか、そういった形で補ってはきた状況でございますけれども、やはりもう消耗品等も生産されていない

いということで、修理が今不可だという状況で、コンプレッサーにつきましては、動くものを稼働させていただいているというふうな状況でございます。

2点目に、先ほど起債の関係でちょっとお話をさせていただきましたけれども、こちらにつきましては、国のほうの起債を受けるに当たりまして、起債のメニューの中で、地域活性化事業の中で、省エネルギー設備等の項目がございますので、この機器がある一定の基準内に収まるものにつきましては、起債の対象になるということで、今回地方債をお願いしているものでございます。

従来であれば、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、深夜電力、空調設備につきましては、全て、オール電化でございます。ガス、灯油等は使ってございませんので、その当時につきましては、深夜電力の有利性というのがございましたので、夜間に安い電気で氷を作ったりお湯を沸かして、朝のピーク時にその熱源を活用して冷やすと。昼間につきましては、維持管理の電気料金で済むというふうなところでございましたけれども、今現在につきましては、その深夜電力のメリットがないというところでございます。

そちらのものにつきましては、基本的にこちらを更新をする中では、配管、各事務所にも、空調の温風であったり、冷風であったりというものをやるものがございますので、その管の設備につきましては点検をさせていただきまして、それは使えるという確認をしてございますので、外のコンプレッサーのみの、今回は更新で対応ができるということで、今回お願いをしているものでございます。

同等の庁舎におきましては、やはり事務所の配管設備そのものが劣化してしまって、個別空調で、外にコンプレッサーを置いてのやり方というところを検討している庁舎もあるように聞いてございます。ただ、嵐山町につきましては、事務所内の設備につきましては、まだ稼働ができるというところで確約をいただいておりますので、今回このような形での設計をさせていただいたものでございます。

当初につきましては、外のコンプレッサー、そのチラーという空調の圧力、冷風、温風を事務所に送り込む設備でございますけれども、2機ございます。1機につきましては、深夜電力を使ったものと通常の維持管理、通常の冷暖房、送風する設備ということで、チラーを2台ということでの設備をしてございますけれども、今回につきましては、同等の規模の中で4機設置をさせていただきまして、ピーク時ではフルに4機が稼働することがございますけれども、時間におきましては、それを1機で、冷

えた段階であれば、暖まった段階であれば、もう維持管理をするだけのチラーの稼働ということでございますので、電気料につきましては、ある一定の割合で抑えられるのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。ちょっと答弁漏れがあったらご指摘いただければと思います。

○森 一人議長 課長、ゼロカーボンとの絡みを。

○杉田哲男総務課長 失礼いたしました。ゼロカーボンにつきましては電気、灯油、軽油等は使ってございませんので、二酸化炭素の排出につきましては電気料のみということで、先ほどお話しさせていただきましたけれども、電気料の使用料の削減、そういったもので活用ができるのかなというふうには考えてございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) すみません、私の誤解がありました。たしか非常用電源が、そっちのエネルギーで補完していたという話でしたよね。電気、熱源は電気だということですね。

電気の場合も、これだけの話ではなくても、恐らくクリーンな形での電力を買うという方法も、市町村によっては行われているのだと思います。ただ、ここでそういったものについて、非常に価格高騰がされているということで、いろいろ課題は多いかと思うのですけれども、これは一番電気を食う部分ではないかと思うのです。その辺の部分で、そういう方向といたしますか、考え方をお持ちなのかどうか、将来構想として、これからの構想として持っているのかどうか。要するに電力の調達の問題です。その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

電力の自由化に伴いまして、役場庁舎につきましても、多方面から見積りをいただきまして、一番安いところというところで契約した経緯があったかと思えます。ただ、その業者が債務不履行になってしまいまして、従来の、今現在といたしましては、東京電力との契約に基づく電力の供給という形になっていると思えます。

やはり今回の物価高騰の動向でも、やはり電気料につきましては非常に大きなウエートをしてございますので、やはりこれは事務所内の節電、また今後の見通しといたしましては、先ほどのご質問の中でもゼロカーボンがありましたけれども、庁舎のほ

うのゼブ化、やはりそういった傾向、電気であれば、明かりであればLED化の推進であつたりだとか、そういったところが、今後、含めて考えていくところになるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 先ほどからの17ページの小規模事業者等の事業給付金なのですけれども、これで今日議決ができると、申請する期間ですね。

それと、課長、さっき前と変わらないというのを答弁でおっしゃったのですけれども、いろいろと国からの制度であつたり、事業復活支援金だつたりしている、そういったようなものを給付を受けている、そういったことも一切なしで、今回、これを高騰の給付金として対象にするということによろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 まず、この申請期間につきましては、これで議決をいただきましたら、要綱等の整理をまずさせていただきますして、その要綱のほうを調べましたら、早めに申請のほうの開始をしたいと思っております。何とか今月中旬ぐらいには受付ができるようにしたいと思っております。また、末につきましては、年度事業でございますので、2月いっぱい申請期間という形で考えております。

また、今までと変わらないということでお話のほうをさせていただきましたけれども、国だとか県の補助を受けていけば該当しませんよという項目はございません。あくまでも町内の、先ほどちょっと話をしました、本社であつたりとか、幾つかのそういった制約はございますけれども、ほとんど変わらないというところでご理解いただければと思います。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第12番、渋谷登美子議員、反対討論ですね。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） ほかにはいないのですね。私は、この補正予算のうちのコ

ロワクチン接種3,489万6,000円に関しては反対いたします。

今までの状況の中で、接種による副反応の被害の方が裁判の準備を行っています。そして、子どもに関しては、厚労省もそうですけれども、接種に関わるワクチンの状況について、マウス実験だけでそれを評価していて、人間に対しての評価はないということなので、非常に厳しい状況であって、子どもに関しては、ワクチンで、ワクチン接種しなかったから死亡したという人はいないのです。

ワクチン接種後の死亡というのが非常に多いので、これは今の厚労省の、嵐山町役場で接種券を送るときに、厚労省の資料を添えるということですが、この厚労省の資料はどのような形のものか分かりませんが、HPVワクチンの資料を見ても、これはちょっと違うなというふうな形のものが多いので、私は今回は、コロナウイルスワクチン接種に関しての事業に関しては反対しますので、この予算には反対いたします。

○森 一人議長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして第2回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員